

区長 各位

標題の件について、市民の皆様からお問い合わせいただく質問で、代表的なものをまとめました。是非ご一読ください。

◆集積所を新設・補修したい。ネットやボックスを設置したい場合は市から補助があるか

複数世帯で申請いただければ、設置することができます。(要相談)

また、設置場所の選定、ネット・ボックス等の設置は、町内会・管理会社等の管理者の皆様にご負担いただく必要があります。集積所の補修やその後の管理についても、管理者の皆様に行っていただいております。

※設置は、交通事情等も勘案して申請を受け付けますので、事前にご相談ください。

◆なぜごみを分別しないといけないの？ ごみ分別に取組みたいので啓発資料が欲しい

ごみを燃やしたとしても「残渣(ざんさ)」という燃えかすが残ってしまいます。

守谷市では最終処分場を持っていないため、多額のお金(税金)を使って、他市の最終処分場に処分を依頼しています。「プラ容器」「紙・布」等の資源物を分別することで、**可燃ごみ・不燃ごみを減らし、資源物を増やす**ことで税金の節約と最終処分場の延命が図られます。

また、可燃ごみの約半分(重量比)を占める生ごみを減らすために常総環境センターが行う「**食品リサイクル堆肥化事業**」への加入を推進しております。ぜひ、参加をご検討ください。その他、分別の啓発資料も準備しておりますので、生活環境課へお問い合わせください。

廃棄物関連でよくいただく質問②

◆いつもより早く収集されてしまった、いつもの時間を過ぎてても収集されない

収集業者は朝8時から収集を開始します。その日のごみの種類や量、交通事情により収集の時間や順序が前後してしまうことがあります。また上記の事情により、どの集積所を何時に収集するという指定はできません。従いまして、収集開始時間である、朝8時までに集積所に出していただくよう、お願いします。

◆「クリーンカレンダー(ごみ収集カレンダー)」「ごみ分別の手引き」はどこで配布していますか

クリーンカレンダーは、毎年2月10日号の広報と一緒に配布します。区長の皆様には、広報とあわせて、クリーンカレンダーの配布にもご協力をお願いします。
また、2月20日頃に、市役所・各公民館・文化会館・保健センターにおいても配布します。
なお、転入された方には、市役所で転入届を提出いただいた際にごみ分別の手引きもあわせて配布しております。

◆粗大ごみの申し込み方法はどうすれば良いか

①自宅に収集に伺う ②常総環境センターへ自動車直接搬入 の二種類があります。

①自宅に収集に伺う方法 (1点500円)

指定された週に電話・インターネットからのお申し込みをいただき、指定日に自宅前の道路沿い(集合住宅の場合は管理会社指定の場所)に出していただきます。

②常総環境センターへ自動車直接搬入の方法(10kgあたり157円)

市役所生活環境課窓口にて手続きをしていただきます。当日を含め14日以内の平日9-16時に搬入が可能です。市役所での申請時には、自動車のナンバー(例:つくば300あ12-34)の記入や住所確認(免許証等の提示)をお願いしています。

その他の質問(廃棄物関連以外)

◆犬猫のフンが放置されている

犬猫によるフンの被害にお困りの場合は、以下のような対応をご案内しています。
ご利用を希望される場合は、生活環境課までご相談ください。

①啓発看板の設置

飼い主のかたに遵守していただくマナーをまとめた看板を無料で提供しています。
(自宅敷地以外に設置する場合は、土地所有者の承諾を得てください。)

②啓発チラシの配布

お住まいの自治会・町内会単位で、広く飼育方法に関するマナーを周知するチラシ
を無料で提供しています。

◆空き地の雑草を除去してほしい

守谷市では、清潔な生活環境を保持するために「あき地に繁茂した雑草等の除去に関する
条例」を制定し、空き地の所有者または管理者に適正な管理を義務づけています。

○生活環境課では、雑草等が繁茂し管理不良となっている空き地を発見した場合、状況
確認及びその所有者を調査し、指導文書を郵送しています。ただし、土地の管理権限
は所有者にありますので、強制力はありません。

○居住者がいる土地から越境する雑草などの問題については、当事者間で解決をお願い
しています。